

予防安全性能評価試験のみを対象とする選定車種の考え方

1. 車種選定関係

(1) 平成27年9月末日に新車販売されている車種のうち、販売台数の多い車種から選定する。(選定方法は平成27年度アセス選定方法(案)参照)

ただし、新車販売台数調査については3月末及び9月末に実施し、3月末の販売台数を参考として試験車両借受の準備を行う。

(2) 選定にかかる自動車製作者等への調査

販売台数の多い車種(上位100車種)について、AEBS、LDWS及び後方視界情報提供装置(後方カメラ)について、最量販グレードにおける装備状況と車種全体の装備率が50%以上かどうかに関し調査を実施する。

(3) 選定順序(以下の優先順位及び販売台数を考慮して、選定する。)

① AEBS、LDWS及び後方カメラが、最量販グレードに標準装備されている場合

② AEBS、LDWS及び後方カメラが、最量販グレードにそれぞれ標準又は注文装備されている場合。

なお、注文装備の装置にあっては、全グレードにおける装備率が50%を超えていること。

③ AEBS又はLDWSが、最量販グレードに標準又は注文装備されている場合。

なお、注文装備の装置にあっては、全グレードにおける装備率が50%を超えていること。

(4) 平成26年度試験実施車種を除く。

2. 販売店注文装備の考え方

後方視界情報提供装置の注文装備率の算出では、次の条件を満たす販売店注文装備にあっては装備率に含める。

(1) 自動車製作者等から販売店に対し取付方法、確認方法等の指示が文書により行われている場合。

(2) 注文装備販売数(出荷台数)を自動車製作者等が把握している場合。